

- 三、 経営者にシテ通ヒト同業、仕事ヲスル場合ハ賃金ヲ通ヒト  
同ジクスルコト
  - 二、 花見、ナセルコト、但、定休日ニハセズ其日給ハ全部出ヌコト  
費用ハ工場主ハ全部負担スルコト
  - 一、 自主的工場委員ヲ認ムルコト
  - 三三、 争議中、日給ヲ全部出ヌコト
  - 三四、 争議費用ハ工場主ハ全部負担スルコト
  - 三五、 争議中、事件ハ強クヲ犠牲者ヲ絶対ニ生サズルコト
- 以上要求ス

昭和六年六月二日

鈴木康生會従業員一同

四 答

- 一、 経営者ハ労働者ニ對シテ之ヲ管理スル者ニシテ其ノ主手先位上ヲ當ヌ  
今、十六、條ニ依リテ労働者ハ大一個ニテ一ノ小一個ニテ七ノトス
- 二、 作業手先ハ従前通りトス 但シ一時間ニシテ之ヲ塔合ハ日給ニ對増シトス
- 三、 休憩時間ハ二千四百トス
- 四、 増員ハ必要ニシテ工場主ハ同意シテ之ヲ行フ
- 五、 欠勤者ハ賃金ヲ全額減額ニシテ之ヲ對スルコトハ（撤回ス）
- 六、 病氣ハ労働者全額負担
- 七、 健康保険法適用期間外ハ病氣ニ對シテ日給六割支給
- 八、 作業手先ハ工場主ハ賃金ハ増原費ヲ日給以外員担  
右三項ハ賃金額ハ原額以外亦全額負担ス
- 八、 塔合手先
- 一、 七月塔合者ニ對シテ日給三割支給ス
- 九、 解雇手先ハ在職六月以上ノ者ニ對シテ日給ノ二十日分支給  
但シ塔合解雇ニ對シテ日給ノ二十日分支給（双方同意）但シ塔合解雇ニ對シテ日給ノ二十日分支給
- 一〇、 賃金削減者ニテ之ヲ存続ス
- 一一、 工場主ハ塔合手先ニ對シテ賃金ハ日給ノ五割ヲ支給ス但シ塔合手先ハ日給ノ二十五分  
半日ノ塔合ハ十分